

贗作版<輸出管理 Q&A>

1. テキスト

はじめにお断りしておきますが、下記 Q&A はフィクションであり、実在する特定の公刊物からの引用ではありません。但し内容は全くのデタラメではなく、法的に一応の理屈は通っているものと思いますので、そのつもりでお読みいただければ幸いです。

<p>Q 貿易外省令第9条第2項第十二号に、「貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術」の提供に関する許可不要特例の規定があります。技術提供が少額特例による貨物輸出に付随するものの場合にも本号の適用は可能ですか？</p>
<p>A いいえ。</p> <p>「貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術」の提供に関する許可不要特例は、ご質問の通り貿易外省令第9条第2項第十二号で規定されています。同号は適用対象取引を「輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る」と規定していますので、たとえ輸出契約発効済であっても輸出許可が得られていない場合は適用されません。すなわち適用に当たっては</p> <p style="padding-left: 40px;">① 貨物の輸出許可を受けている ②貨物の輸出契約が発効している</p> <p>の2要件が両方満たされていることが必要になります。</p> <p>ご質問の事例では上記①の条件が満たされていないので、本号により技術提供の許可が不要とされることはありません。</p>

2、この回答文は誤り（が定説）

みなさんご存知の通り、現在、上記回答文の考え方は異端とされています。

たとえば2011年度のSTC/Expert試験第12問解説には

<p>【説明文A】 据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の使用の技術の提供に関する貿易外省令第9条第2項第十二号の規定は、少額特例で輸出した貨物であっても適用することができる。</p>
<p>【解説】 Aは正しい。据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の使用の技術の提供に関する貿易外省令第9条第2項第十二号では、少額特例で輸出した貨物でも適用できる場合がある。</p>

とあります。（『CISTEC ジャーナル』2012年5月号）

またCISTEC編『輸出管理品目ガイダンス 役務取引』（2014年版）でもQ&Aで次のように解説されています。

<p>【Q4-15】 貨物が輸出令別表第1に該当であっても少額特例が適用されて輸出許可が不要であれば、その貨物の使用技術に対する「役務取引許可」も不要ではないでしょうか。</p>
--

【A4-15】 該当貨物の使用に係る技術は一般に外為令別表に該当となります。該当貨物に少額特例が適用できる場合でも、その貨物の使用技術が外為令別表に該当であれば、「役務取引許可」が必要です。技術の提供には少額特例はありません。

但し貨物の輸出に付随する使用技術(*)であれば、少額特例で許可不要となる貨物の場合でも許可を受けて輸出された貨物と同様に、貿易外省令第9条第2項第十二号の「必要最小限の使用技術」の特例を適用することができます。この特例の要件を満足していれば、「役務取引許可」は不要です。

(* プログラムおよび使用技術告示第一号で定められたものは除く)

貨物について大臣許可が出るということは「規制該当品だけど、案件の性質を審査した結果として輸出OK」と大臣が認めたことを意味します。一方、輸出令4条特例(その1項四号が少額特例規定)が使えるということは「規制該当品だけど、少額品であり、輸出者の社内審査で(用途・需要者素姓など)問題なしということなら、その裁量により輸出OK」を大臣が認めたことを意味します。

なんだ、似たようなものじゃないか!

要するに「貨物輸出がOKならば、それに付随する必要最小限使用技術も出してよい」という理屈は共通しているわけですからね。同じ結果(技術提供は許可不要)になるのもむべなるかなです。

米国EARでも§740.13のTSU(Technology and software – Unrestricted)特例は、貨物の必要最小限使用技術について、その貨物が合法的に輸出された(あるいは輸出される)ものである限り、技術の輸出/再輸出もOKと定めています。

【柱書】 This license exception authorizes exports and reexports of **operation technology** and software; sales technology and software; software updates (bug fixes); “mass market” software subject to the General Software Note; and encryption source code (and corresponding object code) that would be considered publicly available under §734.3(b)(3) of the EAR. Note that encryption software subject to the EAR is not subject to the General Software Note (see paragraph (d)(2) of this section).

【(a) Operation technology and software】

(1) **Scope.** The provisions of paragraph (a) permit exports and reexports of operation technology and software. “Operation technology” is the minimum technology necessary for the installation, operation, maintenance (checking), or repair of those commodities or software that are lawfully exported or reexported under a license, a License Exception, or NLR. The “minimum necessary” operation technology does not include technology for development or production and includes use technology only to the extent required to ensure safe and efficient use of the commodities or software. Individual entries in the software and technology subcategories of the CCL may further restrict the export or reexport of operation technology. This paragraph (a) authorizes training, provided the training is limited to the operation, maintenance and repair technology identified in this paragraph.

【(2) Provisions and Destinations.】

(i) Provisions. Operation software may be exported or reexported provided that both of the following conditions are met:

(A) The operation software is the minimum necessary to operate equipment authorized for export or reexport; and

(B) The operation software is in object code.

(ii) Destinations. Operation software and technology may be exported or reexported to any destination to which the equipment for which it is required **has been or is being legally exported or reexported.**

そして「合法的輸出」には、許可取得案件も許可例外適用案件も含まれますから、どちらによる輸出に附随する技術提供であっても許可不要、ということになるわけです。

このことから（Expert 試験やガイダンスにおける）CISTEC 見解（ここでは「定説」と呼びたい）は妥当なものと言ってよいと思います。

3. 「定説」のままではよいのか

この「定説」（少額特例適用貨物の場合も必要最小限使用技術は許可不要）を直接支持する法令条文はありませんが、現在異論を唱える人はいないようです。また CISTEC 発行物に明記されてもいるので、当面は大丈夫だろうと思います。

しかし世の中には「条文をこの目で見ない限り信じないぞ」という信念の人がいることも忘れてはなりません。実際、担当官が変わって「そんな運用聞いたことないぞ」「CISTEC ガイダンスだって公的なものじゃないでしょ」と言われてしまう悲劇（「前任者との引き継ぎが不十分なだけじゃないの？」という気もしますが）の可能性は常に存在します。

民間にも「信念の人」はいます。その理由をうかがうと「CISTEC ガイダンスの読者だけが知っている運用解釈より現存の法令条文を重しとすべし」とおっしゃる。これはこれでもっともなスタンスとは思いますが。

さあそれでは本件どうでしょうか？

私には上記のような「信念」はありませんし、条文化されていない運用の存在も認めるにやぶさかではありません。（理由は次頁以下の＜補足＞を参照） 但しいつまでも非公式な「定説」のままでは、ちょっとした事故で覆ってしまう危険もあります。

やはり条文を改正するなり、安保サイト Q&A で運用を示すなりの公的な措置が望ましいと思います。その際には、少額品以外の輸出令 4 条特例（仮陸揚げ品、国内展示会終了後の返送など）も視野に入れることも考えてはどうでしょうか？

<補足> 条文化されていない運用をどう考えるか

私は3つの理由で、条文化されていない運用の存在を認めてもよいと考えています。

【理由その1】

そうした運用の多くは、私たちが今まで CISTEC の委員会活動を通して当局と共有に至った成果であり財産だからです。

もちろんそれが法令や当局 Q&A などでは公示されているに越したことはありませんが、まだそこまで行っていないからといって否定するのはもったいない話です。もしそうなったら CISTEC 委員の人たちは「自分たちの活動は何だったんだ」と落胆することでしょう。(CISTEC の意見もぜひ聞いてみたいですね)

【理由その2】

条文化されていなくても、既に全国的(?)に共有されている運用・解釈もあります。

代表例として、貨物等省令7条の「デジタル電子計算機」の下記解釈を挙げたいと思います。

デジタル電子計算機；次のイからニまでに該当するものをいう。

- イ 1個以上のデジタルデータを入力することができるもの
- ロ デジタルデータ又は命令を固定若しくは可変(書換え可能)記憶装置に記憶することができるもの
- ハ 記憶装置に蓄積した変更することができる命令列によりデジタルデータを処理することができるもの(記憶装置に蓄積した命令列の変更は、固定記憶の差換えを含むが、配線及び接続の物理的変更は除く。)
- ニ デジタルデータを出力することができるもの

昔は「イ～ニを満たすものはすべてデジタル電子計算機」であるから省令7条判定が必要、と言われていました。たしかに上記の字面を見る限り、そう読むしかありません。このため市販の体温計や白物家電の制御部であっても(従ってそれを内蔵する体温計・白物家電自体も)7条判定を求められていました。

今ではみなさんご存知の通り、上記解釈の前に「電子計算機のうち規制上デジタル電子計算機として扱われるのは」という補助線を加えて理解するようになり、白物家電に向かって7条判定を要求されることもなくなっています。但しそれは新たな通達の類が出た結果ではなく、あくまでも既存条文の「読み方」が変わった結果で、しかも新しい「読み方」について当局サイト Q&A で解説されているわけでもありません。(その背景は、新しい「読み方」が既に普及しているため敢えて説明するまでもないとの判断かと思われます)

それを「条文や当局文献での裏付けがない以上は認めん」とは誰も言わないですよ。*
だとすればこの件については既に条文絶対主義は放棄されているのです。

- * もっとも当初は「本当にその理解で大丈夫ですか？」という声が絶えませんでした。2008年7月開催の分野別研修会（エレクトロニクス）の席上でも熱心な質疑が展開されたのを記憶しています。『CISTEC ジャーナル』2008年9月号にそのときの報告が掲載されているので、サワリの部分を引用します；

「8項判定不要」とは次の意味です。

8項の規制対象は「いわゆるコンピュータ」（汎用の計算を行う電子計算機）である。通常の計測装置本体または専用のCPU基板は、「いわゆるコンピュータ」の機能を有していないから、いずれも8項判定不要である。ただし、内蔵されたパソコン同様に動作するボードコンピュータ等、または外付けパソコン等は、いずれも汎用の計算を行う電子計算機と解釈すべきである。

脱線ついでに付け加えると、その少し前に発行された『輸出管理品目ガイダンス エレクトロニクス』にも同様の解説が載っています。実はこれは審査課の班長さんから原稿締め切り直前に、「折角デジタル電子計算機解釈の読み方が変わったのだから、エレクトロニクスの『ガイダンス』でもそれを紹介しなさい」とご提案をいただき、私が書いた代物であります。

条文のような形をとっていなくても、官民協力よろしきを得れば、運用・解釈のガタツキを避けられる好例かと思えます。

【理由その3】

もし「条文に直結しない運用は認めん」の一点張りで行くと、頻繁に条文改正を繰り返す展開になり、今度は当局の首が回らなくなりかねません。

だからといって「既存条文の読み方を変えることで凌ぐ（一種の解釈改憲）」を濫用すると、何をどう変えたのかが「見えない化」し、誰も正解が分からなくなってしまうおそれもあります。結局は、条文と運用の若干の乖離を「ほどほど」の精神で許容し、乖離が大きくなる場合は条文改正やQ&Aなどの手段で対処する、という常識的な線に落ち着くのではないのでしょうか？